

2 県行政への参画・協働

：県民と県行政が、地域の課題や情報を共有し、ともに考え、ともに取り組むこと

県行政が提供する情報を活用したり、政策について意見を述べ提案したり、県行政と協働するなど、県行政へ参画・協働するために、様々なチャンネルがあります。

(1) 県民参画による広報

公募により選任された県民の皆さんが、広報紙面の企画検討に参加したり、広報モニターとして広報活動を評価しています。

[広報紙]

- ・ 県民だよりひょうご（毎月発行）
- ・ あなたの県政ーひょうご EYEー（毎年発行）

[メールマガジン]

- ・ ひょうごさわやか通信（毎週木曜日配信）

[SNS]

- ・ Facebook（はばタンなび等）
- ・ LINE（はばタン）
- ・ Instagram（兵庫県公式地域創生インスタグラム）



県民だよりひょうご

(2) 情報公開制度の活用

県民の皆さんの県政への参加をより一層促進し、公正で透明な開かれた県政を実現するため、県が保有する公文書を請求に応じて公開しています。

- ・ 公文書公開請求については、窓口、郵送、Fax、電子申請（インターネット）で請求することができます。
- ・ 窓口、郵送、Faxで請求される場合は、公文書公開請求書に必要事項を記入して、公文書を保有する本庁又は地方機関の担当課室に直接提出いただくか、県民情報センター又は地域県民情報センターに提出してください。
- ・ Faxで請求された場合は、送受信を確実にを行うため、Fax送信後に送信先に送信した旨の電話連絡をお願いします。
- ・ 電子申請（インターネット）で請求される場合は、県HPから、公文書目録検索システム又は兵庫県電子申請システムにより請求してください。

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/pref/cate2_607.html

(3) さわやか提案箱

県のホームページにメールボックスを設け、電子メールにより県民の皆さんからの意見・提案・質問を受付、回答を行っています。さわやか提案箱に寄せられた意見は、受信した日の翌日から休日を除く10日以内に、E-mailにて回答しています。

[URL]

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/ac20/sawayakateian.html>

(4) 県民モニター

モニターとして登録いただいた皆さんに身近な県政課題についてインターネット上でアンケート調査（年度内4回程度）を実施し、施策・事業の立案等に生かします。

[募集定員] 2,500人程度

[応募資格] 県内に在住または在勤・在学されている18歳以上の方で、パソコン・スマートフォンでインターネット、電子メールを使用することができる方（常勤の本県職員（教員、警察官含む）と県議会議員を除く）

[登録期間] 登録された日から当該年度末まで。次年度の更新登録が可能

[過去の調査テーマ（平成29年度）]

- ・ひょうごの医療と介護
- ・兵庫県の広報活動
- ・受動喫煙対策について
- ・防災に対する意識と取組

(5) パブリック・コメント手続（県民意見提出手続）

県行政の政策形成段階から県民の皆さんの積極的な参画をいただき、生活者の視点に立った幅広い県民の皆さんの意見を求め、提出された意見等を考慮して県が計画を定めるとともに、意見等に対する県の対応を公表しています。

[資料の閲覧方法]

- ・県HP https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/ac09_000000032.html
- ・県民情報センター（各県民局・県民センター内）に公表資料、チラシを配架

[意見提出方法]

- ・意見募集中の課に郵送、メール、Fax等で提出できます。

(6) 道路・河川等の維持管理（ひょうごアドプト）

県が管理する河川、道路、砂防施設、港湾、海岸等（活動区域）において、皆さんがボランティア等（清掃美化、草刈り、植栽活動）を行う際に、県・市町が用具の提供等を行い、支援します。

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks04/wd03_000000040.html



河川周辺での除草作業

(7) 審議会等の委員公募

審議会とは、県の政策形成や施策の実施等について調査審議等を求める場合に設置される、複数の委員（学識経験者、公募委員等）によって構成された合議制の諮問機関のことです。

県民の皆さんの意見を審議会等の審議に反映させるため、委員公募を実施しています。関心のある分野の委員にぜひ応募をしてみてください。

[応募方法] ※各審議会によって、異なります

- ・履歴書、審議会に関するテーマの小論文を郵送

[審議会等]

県民生活審議会、長期ビジョン審議会、男女共同参画審議会、
地域安全まちづくり審議会、健康づくり審議会、
薬事審議会、森林審議会、まちづくり審議会

[URL]

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk12/ac09_000000040.html



審議会の様子

(8) 推進員になる

推進員とは、地域福祉、防犯・防災、教育など特定分野の課題解決に向けて、知事等が県民に委嘱するものです。

県行政の担い手として責任ある職務を遂行し、地域の身近な存在として、県民の皆さんへの普及・啓発や相談対応、行政では把握できない地域情報の収集、事業の推進など、きめ細やかな対応を行っています。

[推進員の例]

子育て家庭応援推進員、学校評議員、男女共同参画推進員、
くらしの安全・安心推進員、健康づくり推進員、民生・児童
協力員、地域安全まちづくり推進委員、地球温暖化防止活動
推進員、地域ビジョン委員

[例：地域安全まちづくり推進委員]

まちづくり防犯グループのリーダー役として、地域安全まちづくり活動に取り組みつつ、自治体や婦人会など地区内の各種団体と協力して、防犯パトロール、子どもの見守り活動などを実施しています。警察署や県・市町の担当部署連絡・相談するほか、防犯・犯罪情報を地域内の活動グループに周知するなど、防犯意識の高揚に努めています。



子どもの見守り活動